

交代制在宅勤務の実施に伴う市庁舎会議室の利用方法について

1 概要

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の発出に伴い、本市においても交代勤務制を実施する。ただし、左記体制を実施できない部署においては、執務スペースを分けて、感染予防に努めることとし、会議室を臨時執務スペースとして代用する。

2 対象会議室

市庁舎会議室（西棟 411～413 会議室及び 811～813 会議室を除く）

※特に広い下記の会議室が適切かと思われる。

- ・東棟…601 会議室、603 会議室、607 会議室、801 会議室、802 会議室
- ・西棟…111 会議室

※西棟（111 会議室除く）は防災センターの役割を持つため、原則執務スペースとしての使用は不可。

3 期間

令和2年4月13日（月）から5月6日（水）まで

※延長の可能性あり

4 今後の対応

- (1) 現在予約されている会議室予約は、原則として解除する。
- (2) 解除確認後、管財課が全庁に対し会議室使用希望を調査したうえで、会議室の調整を行う。
- (3) 管財課にて、会議室内の電話及び電源設備の調整を行う。
※プリンターについては、情報管理課と協議したうえで調整を行う。